

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

インフルエンザ予防接種補助事業（被扶養者分）の実施について（通知）

会員の子育て支援の一助とするため、下記のとおりインフルエンザ予防接種補助事業（被扶養者分）を実施しますので、貴所属所職員に周知をお願いします。

記

1 事業の要旨

会員の被扶養者である中学校 3 年生までの者が、インフルエンザの予防接種を受けて自己負担金額が 3,000 円以上となった場合、請求によりその接種料金の一部として年度内に 1 回 2,000 円を補助するものです。

2 補助対象者

互助会員の被扶養者である中学校 3 年生までの者

※育児休業中や休職中の会員、海外派遣の会員及び短期組合員（会員期間中）も対象となります

※本人補助に対する事業は、公共埼第 193 号（令和 7 年 7 月 1 日付け）通知のとおりの実施。

3 補助の対象となる接種期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までに接種したもの

4 請求方法及び提出先

	市町村立学校教職員	総務事務システム対象者
請求方法	「インフルエンザ予防接種補助請求書」に必要事項を記入の上、接種料金を支払った領収書（写し可）を貼付	総務事務システムに入力後、「添付書類送付票兼請求書」に接種料金を支払った領収書（写し可）を貼付
提出先	福利課 貸付・ライフプラン担当	総務事務センター分室

※総務事務システムの入力は、令和 7 年 9 月 1 日（月）から開始となりますのでご注意ください。

※事業の詳細は、埼玉県教職員互助会ホームページの事業紹介ページを参照してください。

<https://gojo-saitama.jp/business/business-711>

5 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）必着

問合せ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21

教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当

TEL 048-830-6701